当日配布資料

# 令和３年度第２回市民自治推進会議の議題に係る事前質問と回答

## ■議題１「令和４年度千葉市市民自治推進のための実施計画（案）」に関連する質問と回答

**【質問１】実施計画の作成に際し、庁内関係課の連携－例えば、関係課への作成方針の明示、当該方針を反映した事業等の検討・実施依頼、関連事業間の調整など－はどのように図られているのか。**

⇒【回答】市民自治推進課

本計画の作成にあたっては、庁内各課へ各区分の考え方を示すとともに、できる限り市民自治の推進に関する取組みの機会を設けるよう依頼しています。

**【質問２】パブリックコメント手続（Ｐ２～４）と意見募集（Ｐ１７～１８）の違い（区分け基準など）を教えてほしい。また、意見募集はパブリックコメント手続と異なり、市ホームページに専用のページが設けられていないが、理由があるのか。**

⇒【回答】市民自治推進課

意見募集の区分には、施策案を作成する前段階のものやパブリックコメント手続の対象にはならないもの、法令等で市民の意見を求めるよう定められているもの等を掲載しています。このように、一口に意見募集と言ってもその趣旨が異なることから、パブリックコメント手続のように専用のページを設けていません。

【参考】パブリックコメント手続の対象（市民自治によるまちづくり条例から抜粋）
（１）市政や各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画や指針の策定又は変更
（２）市政や各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
（３）その他広く市民から意見の提出を求めるべきもの
※ただし、緊急性や迅速性を要するものや市に裁量の余地がないもの等を除きます。

**【質問３】新規制定か改正かに関わらず、条例案に関するパブリックコメント手続を実施する際には、条文そのものは資料として公表しないと聞いている。その理由は何か。**

⇒【回答】市民自治推進課

パブリックコメント手続の実施にあたっては、「意見の募集期間をひと月以上設けなければならないこと」や「提出された意見を考慮して意思決定を行うこと」等を勘案すると、遅くとも議会へ議案を提出する２か月前には意見の募集を開始する必要があります。

また、条例の制定や改正に関する議案を議会へ提出する際には、その直前まで法規部門で協議がなされ、条文の修正が行われています。

これらのことが各所管課において、パブリックコメント手続実施の時点で条文そのものを公表していない理由だと考えます。

**【質問４】１２ページ　№.６「千城台地区学校跡施設利活用に関するワークショップ（千城台公民館及び若葉図書館整備）」**

**構成員の募集方法、ワークショップの進め方、基本計画への反映方法について、現時点で公開できる範囲で教えていただきたい。**

⇒【回答】生涯学習振興課

ワークショップの実施にあたっては、地域や利用者の希望や意見等を広く聴取する必要があることから、ホームページや施設内掲示など多様な手段による募集を行うとともに、外部からのファシリテーターを検討しています。

実施結果については、概要を計画書に掲載するとともに、可能な限り計画に反映させます。

**【質問５】１７ページ　№.２「千葉市実施計画（素案）に対する意見募集」**

**（１）市民やまちづくりに携わる団体・市内企業等に対する意見募集は、どのような方法で行う予定か。**

**（２）寄せられた意見や意見への市の考え方等は公表を予定しているか。**

⇒【回答】政策企画課

（１）パブリックコメント手続に準じた形で実施する予定です。具体的には、市ホームページや各区役所、図書館等で素案を公表し、郵送・ＦＡＸ・電子メール・電子申請・持参の方法で意見を募集するものです。募集期間は１か月程度を予定しております。

（２）いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、住所・氏名などの個人情報を除いた形で、市ホームページで公表する予定です。

**【質問６】２４ページ　№.１３「福祉講話」**

**（１）「市内の小学校等の児童生徒を対象に」とあるが、中学校を含むすべての学校で実施するのか。実施対象や実施形態を教えてほしい。**

**（２）「身体障害者当事者で組織する団体に委託」とあるが、対象となる障害種別の拡大に伴い、知的障害者当事者も含まれる団体に委託するようになるのか。委託先について決まっていることがあれば教えてほしい。**

⇒【回答】障害者自立支援課

（１）過去に中学校で行った例はありますが、基本的には小学校が対象です。
毎年、市立小学校に対し、福祉講話の開催申込書を送付し、申込のあった小学校で実施しています。なお、実施可能回数を超える希望があった場合、未実施の学校や最後に開催してから期間が長くなっている学校を優先しています。

（２）令和３年度から引き続き「千葉市身体障害者連合会」へ委託する予定です。
知的障害者団体（千葉市手をつなぐ育成会）との日程調整等は、「千葉市身体障害者連合会」が行う予定です。

**【質問７】５９ページ　№２３「ちばし地域づくり大学校」**

**（１）各年度の実施状況（講座数、受講者数、内容）はどうか。**

**（２）受講修了者に対し、活動意向や現在の活動状況などの調査実施、フォローアップ研修や多職種とのネットワークづくり等、実際の地域活動を支援するための取組みを実施しているか。実施していればその状況はどうか。**

⇒【回答】高齢福祉課

（１）

| 年度 | 講座数 | 受講者数 | 内　容 |
|---|---|---|---|
| Ｒ２ | 基礎コース：<br>①毎週木曜<br>②　〃　金曜<br>③　〃　土曜<br>の計３クラス<br><br>ステップアップコース：<br>④１クラス<br><br>各１５講座 | 計８６人<br>(①１９人<br>②１４人<br>③２２人<br>④３１人) | 【基礎コース】ボランティア活動の知識・技能や経験が少ない方向け。講義やボランティア体験を通じて必要な知識や心構えを学ぶ。<br>〇講座の例<br>・ボランティア・地域活動の現状<br>・観光ボランティア活動の見学<br><br>【ステップアップコース】既に地域福祉活動・ボランティア活動に参加している方向け。リーダーとして活躍するために、自分の住む地域の課題を考え、人をまとめる技術と幅広い視野を身につけるために学ぶ。<br>〇講座の例<br>・地域課題を発掘するとどんな良いことが起こるのか<br>・わがまちアセスメント |
| Ｒ３ | 基礎コース：<br>①毎週火曜<br>②　〃　金曜<br>③オンライン<br>の計３クラス<br><br>ステップアップコース：<br>④１クラス<br><br>各１２講座 | 計７１人<br>(①１４人<br>②２０人<br>③１９人<br>④１８人) | 【基礎コース】地域活動の知識・技能や経験が少ない方向け。講義や実地体験を通じて地域活動への理解を深める。<br>〇講座の例<br>・まち探検<br>・実地体験<br><br>【ステップアップコース】既に地域で活動に参加している方向け。リーダーとして活躍し、活動を継続できるよう各分野のスペシャリストから団体運営を学ぶ。<br>〇講座の例<br>・寄付募集チラシづくりのコツ<br>・ＮＰＯの資金調達 |

（２）本事業の効果測定のため、修了者への追跡調査を毎年度実施することとしています。令和２年度の修了生に実施した調査では、基礎コースのボランティア活動に参加している割合が 70.97％であり、受講前 35.42％から増加していました。ステップアップコースの受講生は 65.22％が「受講したことが活動に役立っている」と回答しています。

また、修了生のフォローアップとして、修了生同士の情報共有や交流の場を設けています。令和 2 年度修了生向けフォローアップには 33 名の修了生が参加しました。千葉市民活動支援センターなど関係機関の情報提供を行うとともに、グループワークで「お困りごと意見交換会」を行い、活発に意見交換がなされました。

**■議題２「ボランティア活動の促進」に関連する質問と回答**

**【質問８】チームちばボランティアネットワーク以外に分野別（スポーツイベント、災害復旧、福祉活動など）の参加登録の制度はあるのか。**

⇒【回答】市民自治推進課

千葉市生涯学習センターや地域福祉ボランティアセンター（社会福祉協議会）では、個人単位で、活動したい（できる）分野毎にボランティア登録が可能です。

なお、チーム千葉ボランティアネットワークでは、ボランティアの募集情報が分野毎に登録されているものの、メンバー登録の際に分野の登録は行っていません。

**【質問９】千葉市の場合、アンケート調査でボランティアに参加したことのある割合は20～30%と推測されるが、他の市町村（他県含む）の参加率はどの程度か。**

⇒【回答】市民自治推進課

千葉県総合企画部報道広報課広聴室が発表した「第60回県政に関する世論調査（令和２年度）」によると、「活動したことがある（計）」の割合は45.3%※[1]となっています。

また、総務省統計局が発表した「平成28年社会生活基本調査」によると、「ボランティア活動」の行動者数※[2]は2,943万8千人で、行動者率※[2]は26.0%となっています。

※[1]「定期的に活動している」（7.0%）、「ときどき活動している」（7.9%）、「活動したことがある」（30.4%）の合計

※[2]行動者数及び行動者率

○行動者数：過去1年間（平成27年10月20日～平成28年10月19日）に該当する種類の活動を行った人（10歳以上）の数

○行動者率：10歳以上人口に占める行動者数の割合（%）

**【質問10】チームちばボランティアネットワークの登録メンバー数は、令和４年２月末現在で1,974人とのことだが、設立当初（平成２９年）からの登録メンバー数の年ごとの推移をご教示いただきたい。また、各年の登録メンバー数に対するボランティア不参加率（又は不参加人数）をご教示いただきたい。**

⇒【回答】オリンピック・パラリンピック調整課

①登録メンバーの年ごとの推移

| R3 年度(2 月末現在) | R2 年度末 | H31 年度末 | H30 年度末 | H29 年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 1,974 人 | 1,566 人 | 1,464 人 | 1,288 人 | 878 人 |

②ボランティア不参加率

年ごとの全登録メンバー数に対するボランティア不参加率（又は不参加人数）は不明ですが、令和元年から実施しているアンケートで「1 年間に 1 回以上ボランティアに参加した」と回答した人は、以下のとおりです。

| 実施年月 | 対象者数 | 回答者数 | 参加したと回答した人数 |
|---|---|---|---|
| 令和３年１１月 | 1,969 人 | 338 人 | 158 人 |
| 令和２年４月 | 1,481 人 | 223 人 | 152 人 |
| 令和元年９月 | 1,288 人 | 166 人 | 92 人 |

**【質問 11】ボランティアや有償ボランティアという言葉は定義付けが難しいため、少し具体的な例示をお願いしたい。**

⇒【回答】市民自治推進課

市として定義を定めているわけではありませんが、平成２７年度に市の内部で実施した「ボランティア活動事業調査」では、以下のように整理しました。

①ボランティアとは

営利を目的としないで、自発的に社会貢献活動を行う個人のこと。また、同じ目的のボランティアが複数集まり活動するための組織体をボランティア団体という。

②無償・有償ボランティアの判断目安

| | |
|---|---|
| 無償ボランティア | ・金銭の支給が一切なし<br>・金銭の支給はあるが、一回の活動に対して、交通費・材料費等の実費が支払われているもの<br>※金銭ではなく、活動に必要な物品や場所が提供されている場合は無償ボランティアとする。 |
| 有償ボランティア | ・金銭の支給はあるが、一回の活動に対して、交通費・材料費等の実費＋食事代・謝礼等(1,000 円以内)が支払われているもの<br>※食事代・謝礼等については、一時間当たりの支給額が最低賃金以下となることを前提とする。 |